

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）
(令和8年6月1日付改訂)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 聖寿会
主たる事務所の所在地	〒899－2701 鹿児島市石谷町3523番地5
代表者（職名・氏名）	理事長 本庄 茂
設立年月日	昭和43年3月25日
電話番号	099－278－2720

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	松元訪問介護事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒899－2703 鹿児島市上谷口町3366番地5	
電話番号	099－246－7088	
指定年月日・事業所番号	平成18年8月25日指定	第4673100048号
通常の事業の実施地域	鹿児島市	

3. ご利用事業所の概要

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	毎週月曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで
休日及び時間外	電話等により、24時間常時連絡又はサービスの提供が可能な体制をとっております。

6. 事業所の職員体制 ※()…通所介護介護員兼務

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長	1 名		1 名
2. サービス提供責任者	2 名	0 名	2 名
3. 訪問介護員			
(1) 1 級又は介護福祉士 (通所介護職員兼務)	2 名 (4 名)	7 名 (0 名)	3 名以上
(2) 2 級課程は実務者研修修了者	(1 名)	3 名	6 名以上
4. 事務職員	2 名		1 名

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	堀之内 かおる ・ 鳥羽 里香
--------------	-----------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分：介護予防訪問介護相当】

対象者	サービス種別	基本料金 (円/月)	利用者負担 (1割) 円	利用者負担 (2割) 円	利用者負担 (3割) 円
要支援1	週1回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	11,760	1,176	2,352	3,528
要支援2	週2回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	23,490	2,349	4,698	7,047
要支援2	週3回程度を超えるホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス	37,270	3,727	7,454	11,181

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加 算 額			
		基本利用料 円	利用者負担 (1割) 円	利用者負担 (2割) 円	利用者負担 (3割) 円
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	20	40	60
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000	100	200	300
介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)※	所定単位数×0.207=A ※所定単位とは、介護基本料+加算		A ×0.1	A ×0.2	A ×0.3

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 利用の中止、変更、追加

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ (自己負担額相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約書の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、１ヶ月分を月末に集計し契約者に通知しますので、翌月１０日までに現金又は銀行等自動引落、及び指定口座振込によりお支払い下さい。

なお、自動引落、指定口座を振込み選択され、引き落とし手数料が必要な場合、利用料金とは別に金融機関への手数料は自己負担となります。

ア 下記指定口座への振込み

鹿児島銀行 松元支店 普通預金 １００７６７８

口座名義人 社会福祉法人聖寿会 理事長 本庄 茂

イ 金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：鹿児島銀行 本・支店、又はさつま日置農協各支店

9. 緊急時及び事故発生時の対応

ご契約者が利用時間中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族と連絡連携のうえ、速やかに対応をおこないます。又、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 職・氏名 (サービス提供責任者・堀之内 かおる)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者
に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 事故発生及び非常災害の対応

- (1) サービス提供中に、天災その他災害等が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害その他緊急事態に備えて、防災及び避難に関する計画を策定し、必要とする訓練等を実施します。また、訓練の実施に当たって、必要に応じて消防局、地域住民等の参加が得

られるよう連携に努めます。

1 2. 衛生管理及び感染対策等

- (1) 指定訪問介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 5. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 松元訪問介護事業所

〔職・氏名〕 サービス提供責任者 堀之内 かおる

○苦情解決責任者

〔職・氏名〕 所 長 時田 祐一

○受付時間 毎週月曜日から土曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付期間

鹿児島市役所 介護保険課給付係	〒 892 - 8677 所在地 鹿児島市山下町 11 番 1 号 電話番号・099 - 216 - 1280 F A X・099 - 219 - 4559 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
鹿児島市役所 松元保健福祉課	〒 899 - 2703 所在地 鹿児島市上谷口町 2883 電話番号・099 - 278 - 5417 F A X・099 - 278 - 4097 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00
鹿児島市地域包括支援センター松元	電話番号・099 - 278 - 7131
日置市介護保険課	電話番号・0996 - 53 - 1111
日置市地域包括支援センター	電話番号・0996 - 52 - 4690
国民健康保険団体連合会	〒 899 - 0064 所在地 鹿児島市鴨池新町 6 - 6 (鴨池南国ビル 7 階) 電話番号・099 - 213 - 5122 F A X・099 - 213 - 0817 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	〒 899 - 0064 所在地 鹿児島市鴨池新町 1 - 7 (県社会福祉センター 5 階) 電話番号・099 - 286 - 2200 F A X・099 - 257 - 5707 受付時間 9 : 00 ~ 16 : 00

16. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実 施状況	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことはできませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書面を交付いたしました。

松元訪問介護事業所 説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

本人との続柄

氏 名

印

